イルを受け取る利用側業務システムのフォルダの配下に、手続別フォルダを作成すること。手続別フォルダの配下には、退避・移動ファイル履歴管理フォルダと申請 ZIP 別フォルダを作成すること。なお、本文書において、以降で申請管理機能に関する個別の仕様の規定がない仕様（格納完了通知ファイル関連等）については、他の標準準拠システムと同様の仕様を適用すること。

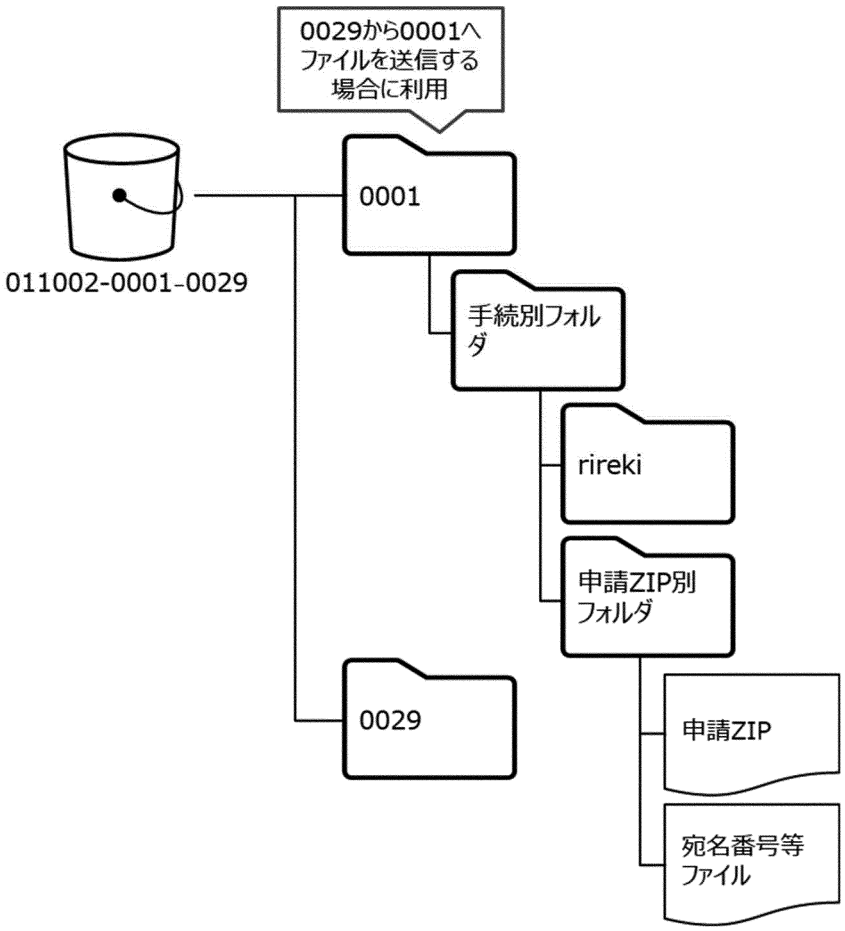


図 2-3　申請管理機能における連携フォルダ構成

2.2.2. 連携フォルダ命名規則

①　ファイル連携用の連携フォルダ名は、システム区分（0:標準準拠システム、1:独自施策システム等）に利用側業務システムの業務 ID を合わせた 4 桁とすること。

例）住民基本台帳が提供側業務システムであり、印鑑登録が利用側業務システムの場合、住民基本台帳と印鑑登録のバケット（「011002-0001-0002」の